

# 比布町地域防災計画

---

資料編

令和6年3月

比布町防災会議

〔目 次〕

資料編
-----

〔 防 災 組 織 〕 .....	251
○ 資料 1 関係機関等の連絡先 .....	251
○ 資料 2 災害対策本部標示板 .....	255
○ 資料 3 標 章 .....	255
〔 消 防 組 織 〕 .....	256
○ 資料 4 消防職（団）員の配置状況 .....	256
〔 気 象 ・ 災 害 履 歴 ・ 震 度 階 級 等 〕 .....	257
○ 資料 5 町の気象概況 .....	257
○ 資料 6 過去の災害の記録 .....	258
○ 資料 7 除雪作業基準 .....	259
○ 資料 8 気象庁震度階級関連解説表 .....	260
〔 災 害 危 険 箇 所 〕 .....	264
○ 資料 9 水防区域 .....	264
○ 資料 10 地滑り危険区域 .....	265
○ 資料 11 危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧 .....	265
〔 物 資 ・ 資 機 材 〕 .....	267
○ 資料 12 防災資機材保有状況 .....	267
○ 資料 13 救援備蓄物資等 .....	267
〔 避 難 所 〕 .....	268
○ 資料 14 避難所 .....	268
〔 通 信 ・ 輸 送 〕 .....	269
○ 資料 15 緊急通行車両確認証明書 .....	269
○ 資料 16 緊急通行車両標章 .....	269
○ 資料 17 緊急輸送道路 .....	270
○ 資料 18 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領 .....	271
〔 応 急 ・ 復 旧 〕 .....	273
○ 資料 19 被害状況判定基準 .....	273
○ 資料 20 応急金融の要綱 .....	277
○ 資料 21 被災者生活再建支援法に基づく支援 .....	290
〔 条 例 ・ 協 定 等 〕 .....	292
○ 資料 22 比布町防災会議条例 .....	292
○ 資料 23 比布町災害対策本部条例 .....	294
○ 資料 24 北海道消防防災ヘリコプター応援協定 .....	295
○ 資料 25 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 .....	297
○ 資料 26 北海道広域消防相互応援協定 .....	300
○ 資料 27 「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～ .....	303
○ 資料 28 比布町備蓄計画 .....	306

○ 資料 29	災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定	308
○ 資料 30	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	320
○ 資料 31	日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定	320

〔 様 式 〕 ..... 324

○ 別記第 1 号様式	災害情報報告	324
○ 別記第 2 号様式	職員参集状況報告書	325
○ 別記第 3 号様式	職員参集状況集計表	326
○ 別記第 4 号様式	職員参集状況受付簿	327
○ 別記第 5 号様式	職員等安否確認調査票	328
○ 別記第 6 号様式	気象通報受理簿（兼送信票）	329
○ 別記第 7 号様式	水防活動実施報告	330
○ 別記第 8 号様式	災害情報	331
○ 別記第 9 号様式	被害状況報告（速報・中間・最終）	333
○ 別記第 10 号様式	災害情報速報	335
○ 別記第 11 号様式	公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）	336
○ 別記第 12 号様式	避難者世帯名簿	339
○ 別記第 13 号様式	避難所収容台帳	340
○ 別記第 14 号様式	避難所設置及び収容状況	340
○ 別記第 15 号様式	救助種目別物資受払簿	341
○ 別記第 16 号様式	被災者救出状況記録簿	342
○ 別記第 17 号様式	輸送記録簿	343
○ 別記第 18 号様式	炊き出し給与状況	344
○ 別記第 19 号様式	飲料水の供給簿	345
○ 別記第 20 号様式	世帯構成員別被害状況	346
○ 別記第 21 号様式	物資購入（配分）計画表	346
○ 別記第 22 号様式	物資の給与状況	347
○ 別記第 23 号様式	物資給与及び受領簿	348
○ 別記第 24 号様式	救護班活動状況	349
○ 別記第 25 号様式	医療実施状況	350
○ 別記第 26 号様式	助産台帳	351
○ 別記第 27 号様式	学用品の給与状況	352
○ 別記第 28 号様式	応急仮設住宅台帳	353
○ 別記第 29 号様式	住宅応急修理記録簿	354
○ 別記第 30 号様式	遺体の捜索状況記録簿	355
○ 別記第 31 号様式	遺体処理台帳	356
○ 別記第 32 号様式	埋葬台帳	357
○ 別記第 33 号様式	障害物除去の状況	358
○ 別記第 34 号様式	賃金作業員雇用台帳	359
○ 別記第 35 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	360
○ 別記第 36 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	361
○ 別記第 37 号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票	362
○ 別記第 38 号様式	自衛隊災害派遣要請の依頼について	363
○ 別記第 39 号様式	自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	364
○ （参考資料）	町内の要配慮者利用施設一覧について	365

## 〔 防 災 組 織 〕

## ○ 資料 1 関係機関等の連絡先

## 1 比布町（役場・消防署・公共施設等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
比布町役場	比布町北町 1 丁目 2 番 1 号	0166-85-2111
比布町教育委員会	比布町北町 1 丁目 2 番 2 号	0166-85-2262
比布町保健センター	比布町中町 1 丁目 1 番 4 号	0166-85-2555
大雪消防組合 比布消防署	比布町北町 1 丁目 3 番 22 号	0166-85-2224
大雪消防組合 消防本部	上川郡美瑛町本町 4 丁目 5-20	0166-92-1119
比布町図書館	比布町北町 1 丁目 2 番 3 号	0166-85-3354
比布町農村環境改善センター	比布町南町 3 丁目 3 番 1 号	0166-85-2513
比布町体育館	比布町南町 3 丁目 3 番 1 号	0166-85-2513
比布町福祉会館	比布町北町 1 丁目 2 番 2 号	0166-85-2262
比布町多目的室内運動場	比布町北町 2 丁目 3 番 3 号	0166-85-2262
びっぷ球場	比布町南町 2 丁目 1 番 1 号	0166-85-2262
比布町多目的広場	比布町南町 2 丁目 1 番 1 号	0166-85-2262
町民テニスコート（比布町体育館付属）	比布町南町 3 丁目 3 番 1 号	0166-85-2513
比布町青少年会館	比布町北町 2 丁目 3 番 1 号	0166-85-2227
比布町郷土資料館	比布町北町 3 丁目 5 番 1 号	0166-85-2262
良佳プラザ遊湯びっぷ	比布町北 7 線 16 号	0166-85-4700
グリーンパークびっぷ	比布町北 7 線 16 号	0166-85-2383
比布スキー場	比布町北 7 線 17 号	0166-85-3056
比布町立びっぷクリニック	比布町中町 1 丁目 2-10	0166-85-2222

## 2 義務教育学校

名 称	所 在 地	電 話 番 号
比布中央学校（前期課程）	比布町寿町 4 丁目 1 番 1 号	0166-85-2269
比布中央学校（後期課程）	比布町寿町 4 丁目 1 番 1 号	0166-85-2145

## 3 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道庁（代表）	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111
北海道上川総合振興局（代表）	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5900
同 地域政策部（防災）	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5918
同 旭川建設管理部 道路課 治水課	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5154 0166-46-5156
同 事業課	旭川市東3条5丁目1-44-1	0166-26-4461
同 保健環境部保健行政室 （上川保健所）	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5140
同 南部森林室	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5998
北海道教育庁上川教育局	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-4942
北海道上川総合振興局 産業振興部 上川農業改良普及センター	上川郡当麻町字園別2区748番地	0166-84-2017
北海道上川家畜保健衛生所	旭川市東鷹栖4線15号	0166-57-2232

## 4 北海道警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
旭川方面本部	旭川市1条通25丁目487番地6	0166-35-0110
旭川方面旭川中央警察署	旭川市6条通10丁目左10号	0166-25-0110
旭川中央警察署比布駐在所	比布町北町1丁目1番5号	0166-85-2225
旭川中央警察署蘭留駐在所	比布町北9線14号	0166-85-3139

## 5 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第2師団	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111

## 6 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道開発局旭川開発建設部	旭川市宮前1条3丁目3番15号旭川合 同庁舎内	0166-32-1859
旭川開発建設部 旭川道路事務所	旭川市神楽1条6丁目	0166-61-0136
同 上川分庁舎	上川郡上川町旭町	01658-2-1261
同 旭川河川事務所	旭川市永山1条21丁目3番21号	0166-48-2131
農林水産省北海道農政事務所旭川地域拠点	旭川市宮前1条3丁目3番15号旭川合 同庁舎内	0166-30-9300
北海道森林管理局旭川事務所	旭川市神楽3条5丁目3番11号	0166-62-6738
同 上川中部森林管理署	旭川市神楽3条4丁目3番25号	0166-61-0206
旭川地方气象台	旭川市宮前1条3丁目3番15号旭川合 同庁舎内	0166-32-7102

## 7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社 旭川東郵便局	旭川市東旭川町共栄 98-4	0166-37-3175
同 比布郵便局	比布町寿町 1 丁目 1 番 7 号	0166-85-2260
同 蘭留簡易郵便局	比布町北 9 線 14 号	
株式会社 NTT 東日本北海道北支店	旭川市 10 条通 10 丁目	0166-20-5410
北海道電力株式会社 旭川支店	旭川市 4 条通 12 丁目 1444 番地の 1	0166-23-1121
株式会社 NTT ドコモ北海道支社旭川支店	旭川市 2 条通 8 丁目	0166-26-7544
日本赤十字社北海道支部	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目	011-231-7127
NHK 旭川放送局	旭川市 6 条通 6 丁目 27 番地	0166-24-7000
北海道旅客鉄道株式会社旭川支社	旭川市宮下通 6 丁目	0166-25-6003
JR 北海道永山駅	旭川市永山 1 条 19 丁目	0166-48-2041
同 比布駅	比布町西町 2 丁目	
東日本高速道路株式会社 北海道支社旭川管理事務所	旭川市字近文 7 線南 1-5766-4	0166-55-4051

## 8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道放送株式会社 旭川放送局 (HBC)	旭川市 1 条通 8 丁目 542-4	0166-23-6610
札幌テレビ放送株式会社 旭川放送局 (STV)	旭川市東旭川北 2 条 6 丁目 1 番 2 号	0166-36-1010
北海道テレビ放送株式会社 旭川支社 (HTB)	旭川市 2 条通 8 丁目	0166-25-4151
北海道文化放送株式会社 旭川支社 (UHB)	旭川市 4 条通 10 丁目	0166-26-2010
株式会社テレビ北海道旭川支局 (TVH)	旭川市 7 条通 13 丁目	0166-22-9336
一般社団法人上川郡中央医師会	上川郡美瑛町北町 2 丁目 2-17 美瑛循環器・内科クリニック内	0166-92-8022
旭川歯科医師会	旭川市金星町 1 丁目 旭川歯科医師会館内	0166-22-2361
旭川薬剤師会	旭川市金星町 1 丁目 旭川薬剤師会館	0166-29-2422
北海道獣医師会上川支部	旭川市宮下通 14 丁目右 1 号 農業会館上川生産連内	0166-24-1600
北海道土地改良事業団体連合会上川支部	空知郡中富良野町丘町 7 番 18 号 富良野土地改良区内	0167-44-2131
同 道北事務所	上川郡東神楽町南 1 条東 2 丁目	0166-83-3817
大雪土地改良区	旭川市東鷹栖 4 条 5 丁目 639 番地の 130	0166-57-2919
旭川地区バス協会	旭川市東旭川町共栄 128	0166-34-6431

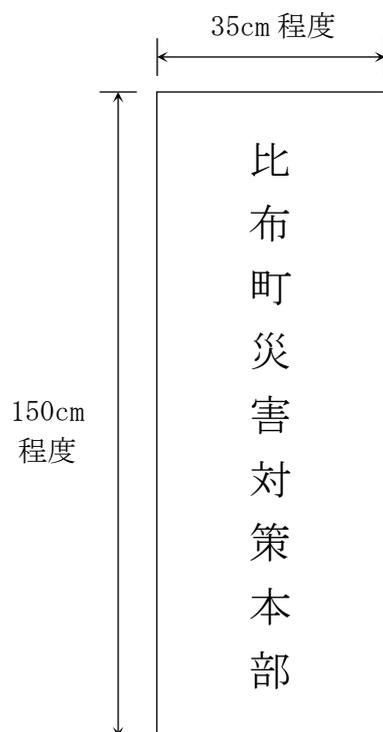
## 9 公共的団体及び防災上重要な施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
比布町農業協同組合	比布町西町3丁目5番14号	0166-85-3111
比布商工会	比布町中町2丁目1番20号	0166-85-2220
くるみ保育園	比布町中町2丁目1番45号	0166-85-2133
特別養護老人ホーム あそか苑	比布町東町2丁目5番2号	0166-85-3147
比布町社会福祉協議会	比布町北町1丁目2番2号	0166-85-2943
旭川信用金庫 比布支店	比布町西町2丁目1番7号	0166-85-2323
越智歯科	比布町西町1丁目3番20号	0166-85-2270
宿泊施設マウントシティ	比布町北7線17号	0166-85-3969
旭川市森林組合	旭川市東旭川北1条6丁目2番13号	0166-36-4268
旭川ケーブルテレビ株式会社ポテト	旭川市8条西2丁目2番16号	0166-22-0707

## 10 近隣市町村（上川管内市町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
旭川市	旭川市6条通9丁目	0166-26-1111
士別市	士別市東6条4丁目1番地	0165-23-3121
名寄市	名寄市大通南1丁目1番地	01654-3-2111
富良野市	富良野市弥生町1番1号	0167-39-2300
鷹栖町	上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号	0166-87-2111
東神楽町	上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号	0166-83-2111
当麻町	上川郡当麻町3条東2丁目11番1号	0166-84-2111
愛別町	上川郡愛別町字本町179番地	01658-6-5111
上川町	上川郡上川町南町180番地	01658-2-1211
東川町	上川郡東川町東町1丁目16番1号	0166-82-2111
美瑛町	上川郡美瑛町本町4丁目6番1号	0166-92-1111
上富良野町	空知郡上富良野町大町2丁目2番11号	0167-45-6400
中富良野町	空知郡中富良野町本町9番1号	0167-44-2122
南富良野町	空知郡南富良野町字幾寅867番地	0167-52-2112
占冠村	勇払郡占冠村字中央	0167-56-2121
幌加内町	雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地	0165-35-2121
和寒町	上川郡和寒町字西町120番地	0165-32-2421
剣淵町	上川郡剣淵町仲町37番1号	0165-34-2121
下川町	上川郡下川町幸町63番地	01658-4-2511
美深町	中川郡美深町字西町18番地	01656-2-1611
音威子府村	中川郡音威子府村字音威子府444番地1	01655-5-3311
中川町	中川郡中川町字中川337番地	01658-7-2811

○ 資料2 災害対策本部標示板



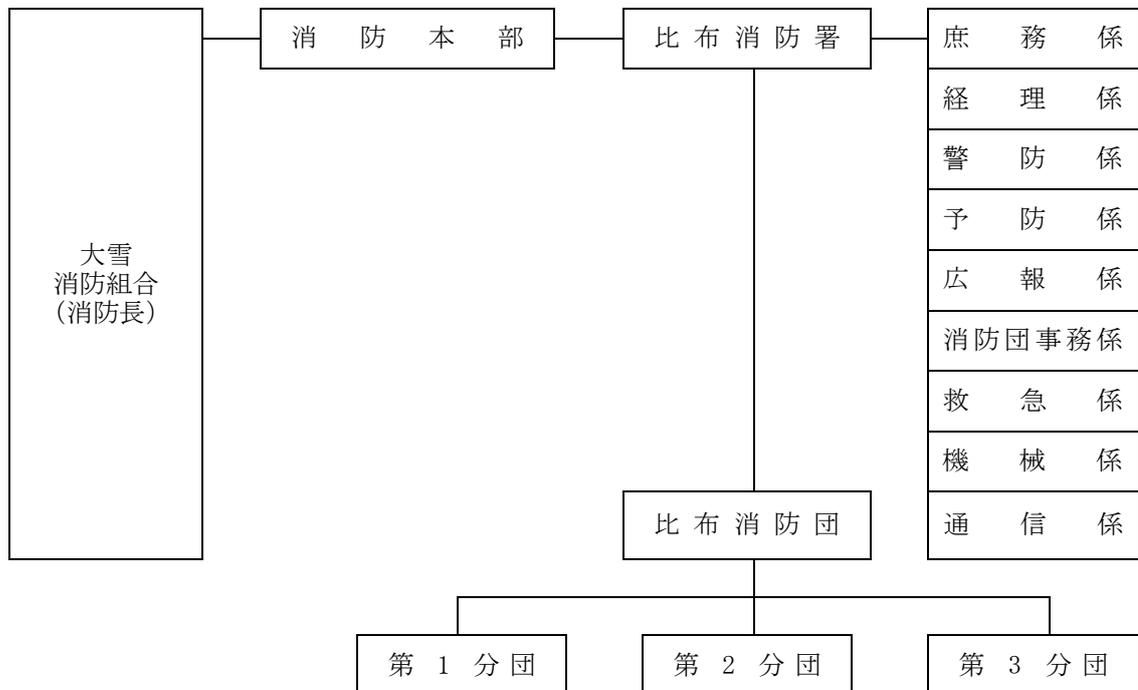
○ 資料3 標章



# 〔 消 防 組 織 〕

## ○ 資料 4 消防職（団）員の配置状況

### 1 組織体制



第 1 分 団	団 員 定 数 : 3 0 人	比布地区
第 2 分 団	団 員 定 数 : 1 8 人	東園地区
第 3 分 団	団 員 定 数 : 1 8 人	蘭留地区

〔 気象・災害履歴・震度階級等 〕

○ 資料5 町の気象概況

要素	降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間
	(mm)	(°C)	(°C)	(°C)	(m/s)	(時間)
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30	30	30	30	30	30
1月	52.6	-8.3	-4.2	-13.6	1.7	63.7
2月	41.7	-7.3	-2.6	-13.2	1.9	88.0
3月	47.5	-2.5	2.3	-8.0	2.2	124.9
4月	48.7	4.6	10.3	-1.0	2.3	156.0
5月	74.4	11.8	18.3	5.7	2.3	190.5
6月	70.7	16.6	22.8	11.3	1.9	173.8
7月	143.7	20.4	26.1	15.7	1.7	167.1
8月	154.1	20.6	26.3	16.0	1.6	161.0
9月	146.8	15.8	21.8	10.7	1.6	147.0
10月	111.0	8.8	14.5	3.8	1.8	117.8
11月	107.0	1.7	5.6	-2.1	2.1	54.2
12月	80.6	-5.2	-1.7	-9.5	1.9	42.3
年	1081.7	6.4	11.6	1.3	1.9	1486.4

資料：気象庁（観測地点：比布）

○ 資料6 過去の災害の記録

発生年月	種別	被害状況
昭和 29 年 9 月 26 日	風水害 (台風 15 号)	住宅被害 全壊：63 戸 半壊：115 戸 比布中学校体育館傾斜
昭和 45 年 7 月 31 日 ～8 月 1 日	集中豪雨	
昭和 46 年 1 月 22 日	火災	市街地区（北町）商店など 2 戸全焼
昭和 50 年 8 月 23 日 ～24 日	水害 (台風 6 号、集中豪雨)	河川氾濫、農作物被害
昭和 56 年 8 月 3 日	集中豪雨	降雨量：272 mm 農地冠水、家屋浸水など
昭和 57 年 5 月 19 日	火災	市街地区（西町）木工場 1 棟全焼、住宅 1 戸半焼
平成 3 年 9 月 6 日	集中豪雨	降雨量：145mm 比布川の堤防決壊による水田崩落、農地冠水など
平成 4 年 6 月 4 日	火災	市街地区（中町）店舗兼住宅 1 棟全焼
平成 12 年 7 月 25 日	大雨	住家被害 床下浸水：9 戸 農作物被害 田：（15.3ha）6,400 千円 林業被害 20 件 その他被害 18 件：球場照明灯 2,187 千円 被害総額 8,587 千円
平成 16 年 9 月 8 日	風害 (台風 18 号)	住家被害 一部破損：131 戸 非住家被害 全壊：55 件 半壊：386 件 一部破損：18 件 農作物被害 田：137 件（255ha） 営農施設：1,347 件 林業被害 33 件 文教施設被害 2 件 被害総額 314,913 千円

○ 資料 7 除雪作業基準

1 国道（北海道開発局旭川開発建設部）

種 類	除 雪 目 標
第 1 種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第 2 種	2 車線確保を原則として、夜間除雪は、通常行わない。
第 3 種	1 車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は、行わない。

2 道道（上川総合振興局旭川建設管理部）

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第 1 種	1,000 台/日以上	異常な降雪時以外は 2 車線以上の幅員確保を原則に、異常時においても、極力 2 車線の確保を図る。
第 2 種	300～1,000 台/日	2 車線幅員確保を原則に、異常降雪時においても、極力 1 車線以上の確保を図る。夜間除雪は実施しない。
第 3 種	300 台/日未満	2 車線以上の確保を原則に、状況により 1 車線幅員で待避所を設け異常降雪時においては、一時通行止めもやむを得ない。夜間除雪は実施しない。

3 町道

区 分	規 格	除 雪 目 標
第 1 種	主要幹線、準幹線、バス路線等重要路線	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。（原則として直営除雪とし、区域及び道路幅員により一部委託除雪とする。）
第 2 種	準幹線、細街路等一般生活道路路線	2 車線確保を原則とするが、状況によっては、1 車線幅員とし、午前 7 時までには除雪完了を目標とする。（原則として委託除雪とする。）
第 3 種	その他の路線	(1) 路線区間を限り冬期間閉鎖する。 (2) 3 月下旬開通を目標とする。

○ 資料 8 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、工法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>*</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

## 〔 災害危険箇所 〕

### ○ 資料 9 水防区域

#### 1 水防区域

水 防 区 域											
番号	危 険 区 域						予 想 さ れ る 被 害				整備 計画
	地区名	水系名	河川名	流心 距離 (Km)	危険 区域 延長 (m)	災害の 要因	住家 (戸 )	公共 施設 (棟)	道 路	その他	
1	1区～ 22区	石狩川	1級 比布川	石狩川 合流点から 3.00～8.40	右岸 5,400 左岸 2,100	氾濫	11			田 123 畑 40	計画有
2	21区～ 22区	石狩川	1級 比布川	比布川 合流点から 0.70～3.30	両岸 2,600	氾濫	8			田 36 畑 12	計画有
3	22区～ 25区	石狩川	1級 蘭留川	比布川 合流点から 0.80～5.00	両岸 4,200	氾濫	8			田 128 畑 40	計画 検討中
4	比布 8号	石狩川	1級 石狩川	比布川 合流点から 173.2～ 174.4	右岸 200	河岸 決壊	2			田 35	5ヶ年 計画
5	比布 15号	石狩川	1級 石狩川	比布川 合流点から 176.6～ 176.9	右岸 300	河岸 決壊	2			田 25	5ヶ年 計画
6	近文頭 首工	石狩川	1級 石狩川	比布川 合流点から 168.8～ 169.8	右岸 200	河岸 決壊	6			田 30	5ヶ年 計画

#### 2 町内の河川

(単位：Km)

	河 川 名	流路延長	指定
1	石狩川 (イシカリガワ)	9.5	1級
2	比布川 (ピップガワ)	18.6	1級
3	比布ウッペツ川 (ピップウッペツガワ)	12.8	1級
4	蘭留川 (ランルガワ)	7.4	1級
5	ウッペツ工場川 (ウッペツコウバガワ)	3.5	普通
6	基線川 (キセンガワ)	2.2	普通
7	十号沢川 (ジュウゴウサワガワ)	5.5	普通
8	十五線沢川 (ジュウゴセンサワガワ)	2.8	普通
9	比布中央川 (ピップチュウオウガワ)	5.0	普通
10	北1線川 (キタイッセンガワ)	3.2	普通

	河川名	流路延長	指定
11	北2線川 (キタニセンガワ)	2.1	普通
12	北5線川 (キタゴセンガワ)	6.0	普通

## ○ 資料10 地滑り危険区域

(令和2年3月現在)

地滑り危険区域							
番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	蘭留	北13線14号～ 北14線14号	37.0	2		国道40号線	JR宗谷線
2	蘭留	北9線16号～ 北10線16号	94.0			町道 高鞍山道路	

## ○ 資料11 危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧

(令和5年1月現在)

名称	所在地	施設名	災害の種類	地区の概況
比布町農業協同組合 給油所	比布町基線5号	給油取扱所	爆発燃料 漏洩	街外れに所在し、付近には木工場及び10数軒の民家が所在する。
山森産業株式会社	比布町北町1丁目 3番5号	給油取扱所	爆発燃料 漏洩	バス停留所付近に所在し、一帯は商業地域である。
山森産業株式会社	比布町北町1丁目 3番5号	移動タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	バス停留所付近に所在し、一帯は商業地域である。
第一建設株式会社	比布町北7線15号	給油取扱所 屋外タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	街外れに所在し、付近には木工場及び10数軒の民家が所在する。
比布町図書館	比布町北町1丁目 2番3号	地下タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	バス停留所付近に所在し、一帯は商業地域である。
王子コンテナ株式会社 旭川営業所	比布町新町4丁目 1番17号	地下タンク貯蔵所 屋外タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	街外れに所在し、付近には木工場及び10数軒の民家が所在する。
比布町農村環境改善 センター	比布町南町3丁目 3番1号	地下タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	市街地中心部付近に所在し、一帯は商業地域である。
特別養護老人ホーム あそか苑	比布町東町2丁目 5番2号	地下タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	バス停留所付近に所在し、一帯は商業地域である。
大雪浄化組合	比布町基線14号	地下タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	街外れに所在し、付近には木工場及び10数軒の民家が所在する。
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 上川農業試験場	比布町南1線5号	地下タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	街外れに所在し、付近には木工場及び10数軒の民家が所在する。
良佳プラザ遊湯びっぶ	比布町北7線16号	地下タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	街外れに所在し、付近には木工場及び10数軒の民家が所在する。

名 称	所 在 地	施 設 名	災害の 種類	地 区 の 概 況
有限会社ニュー金乃湯	比布町北7線16号	地下タンク貯蔵所 屋外タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	街外れに所在し、付近には木工場 及び10数軒の民家が所在する。
比布中央学校 (前期課程)	比布町寿町4丁目 1番1号	一般取扱所	爆発燃料 漏洩	バス停留所付近に所在し、一帯は 商業地域である。
比布中央学校 (後期課程)	比布町寿町4丁目 1番3号	地下タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	バス停留所付近に所在し、一帯は 商業地域である。
比布町立 びっぷクリニック	比布町中町1丁目 1番5号	地下タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	街外れに所在し、付近には保育所 及び民家が所在する。
第一碎石株式会社	比布町北4線4号	給油取扱所(自宅用)	爆発燃料 漏洩	街外れに所在し、付近は緑地が所 在する
佐藤 則一	比布町南1線1号	屋外タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	街外れに所在し、付近には木工場 及び10数軒の民家が所在する。
畠山 俊	比布町北1線10号	屋外タンク貯蔵所	爆発燃料 漏洩	街外れに所在し、付近には木工場 及び10数軒の民家が所在する。

## 〔 物資・資機材 〕

## ○ 資料 12 防災資機材保有状況

## 1 水防資機材

(令和4年11月現在)

品名	数量	品名	数量
スコップ	61	はしご	1
照明灯	3	麻袋・土のう袋類	1,180
フレコンバック1t用	190	フレコンバック用スタンド	1
ロープ(縄)	2巻	掛矢	7
のこぎり	6	ツルハシ	5
ペンチ	1	ハンマー	1

## 2 民間等から調達可能な資機材

調達先	住所	電話番号	調達できる資材
比布町農業協同組合	比布町西町3丁目5番14号	0166-85-3111	土のう用布袋、土のう用ビニール袋、スコップ、なわ

## 3 給水資機材保有状況

所有先	種別	タンク			タンク能力
		10m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup>	6リットル	
水道係				889袋	5,334リットル/回
消防タンク車		1台	1台		12,000リットル/回

※ なお、事前にタンク内の清掃・消毒を行うものとする。

## ○ 資料 13 救援備蓄物資等

## 1 町保有の備蓄物資保管先一覧

(平成26年3月現在)

施設名称	所在地	備蓄施設連絡先	備蓄内容							
			食料	日用品	飲料水	医薬品	毛布	簡易トイレ	発電機	その他
比布町役場	北町1丁目2番1号	電話 0166-85-2111 FAX 0166-85-2389	○	○	○	○	○	○	○	○
比布町 農村環境改善センター	南町3丁目3番1号	電話・FAX 0166-85-2513				○	○			

## 〔 避 難 所 〕

### ○ 資料 14 避難所及び避難場所

#### 1 広域避難場所

No.	施設名	所在地	人員	対象とする異常な現象の種類				
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	内水氾濫
1	旧比布中学校グラウンド	北2線8号	1,500人	○	○	○	○	○
2	比布中央学校グラウンド	寿町4丁目1番1号	1,000人	○	○	○	○	○
3	比布町多目的広場(百年記念公園)	南町2丁目	1,000人	○	○	○	○	○
4	東園広場	北2線13号	500人	○	○	○	○	○
5	旧蘭留小学校グラウンド	北9線14号	300人	○	○	○	○	○
6	南分館広場	基線2号	200人	○	○	○	○	○

#### 2 指定避難所

No	施設名	所在地	建設年	構造	設備等			
					電話	防災無線受信機	テレビ	調理設備
1	比布中央学校(後期課程)	寿町4丁目1番3号	H30	非木造	○	○	○	○
2	比布中央学校(前期課程)	寿町4丁目1番1号	H19	非木造	○	○	○	○
3	比布町体育館・農村環境改善センター	南町3丁目3番1号	H1	非木造	○	○	○	○
4	多目的室内運動場	北町2丁目3番3号	H7	非木造		○		
5	良佳プラザ遊湯ぴっぷ	北7線16号	H10	非木造	○	○	○	○

[ 通信・輸送 ]

○ 資料 15 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
<b>緊急通行車両確認証明書</b>		
		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟
番号標に表示 されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車 両にあたっては、輸送 人員又は品名)		
使用者	住所	( ) 局
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備考		

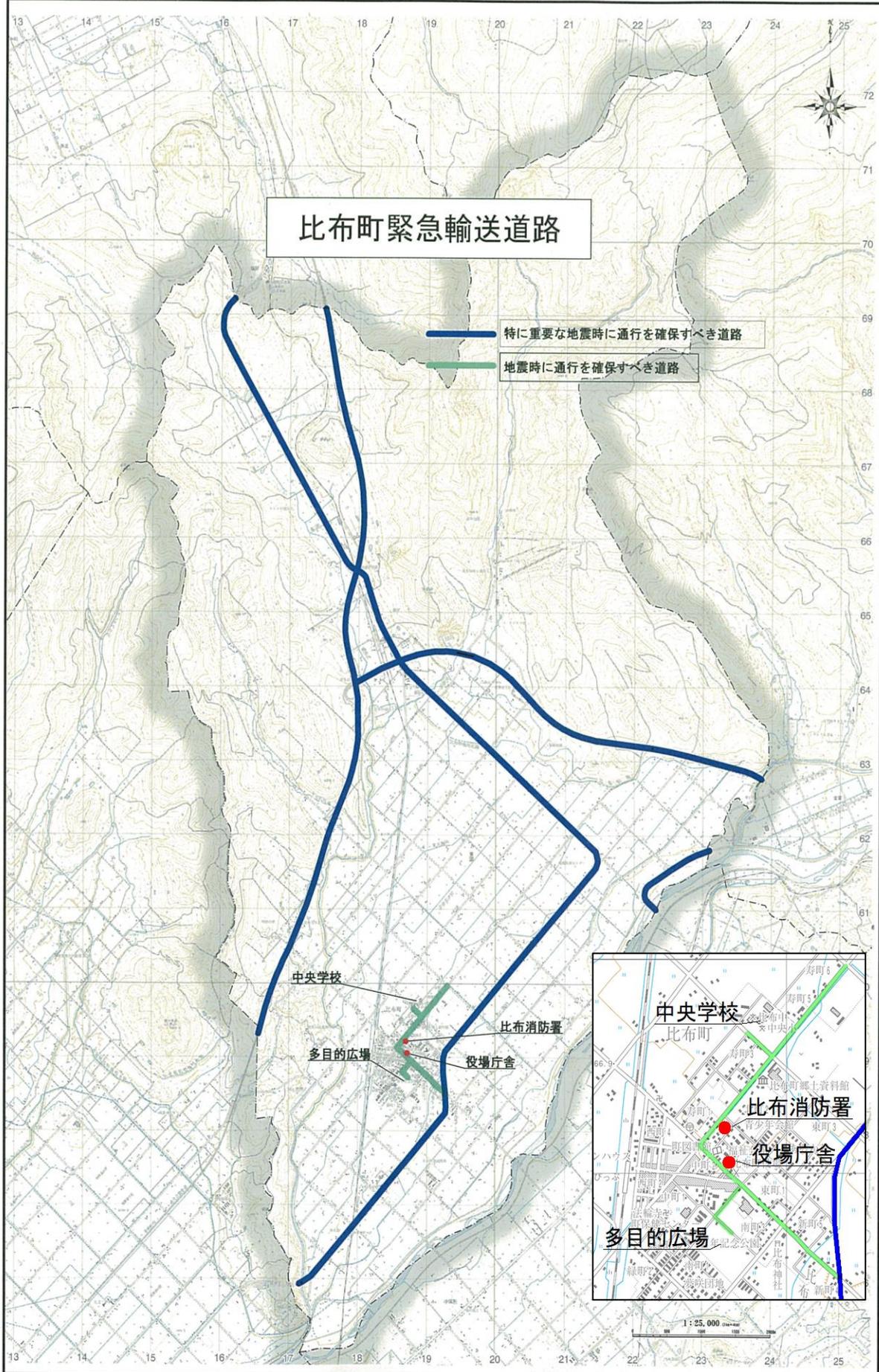
備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 16 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料 17 緊急輸送道路



## ○ 資料 18 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第 3 項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 4 条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第 2 条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

### (1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

### (2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

### (3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第 3 条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

## 〔 応 急 ・ 復 旧 〕

### ○ 資料 19 被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。または、遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本市の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し町と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の (2) (3) を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農業被害	農地	<p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態のもの。</p> <p>(2) 埋没とは、粒径 1mm 以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用または、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	その他	<p>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。</p>
⑤ 土木被害	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防設備	<p>砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	地滑り防止施設	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地滑り防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法（昭和31年政令第290号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （1）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （2）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。
⑬その他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水 道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

○ 資料 20 応急金融の要綱

(平成 23 年度)

融資の名称	内容・資格・条件等						
生活福祉資金	総合支援資金	資金の種類	内容	貸付限度 (円)	据置期間	償還期間	利子
		生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身) 月 150,000 円以内 (複数世帯) 月 200,000 円以内	最終貸付日から 6 か月以内	20 年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
		住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000 円以内	6 か月以内 (生活支援費と併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から 6 か月以内)		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000 円以内				
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または、自立生活に資するために必要な費用 (別表参照)	5,800,000 円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	6 か月以内	20 年以内 ※資金の用途に応じて上限目安年数を設定	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
		緊急小口資金	緊急、かつ、一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用	100,000 円以内	2 か月以内	8 か月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	500,000 円以内	6 か月以内	20 年以内 ※資金の用途に応じて上限目安年数を設定	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
		教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に修学するのに必要な経費	(高校) 月 35,000 円以内 (高専) 月 60,000 円以内 (短大) 月 60,000 円以内 (大学) 月 65,000 円以内			
	不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付	(土地評価額の 7 割) 月額 300,000 円以内	契約終了後 3 か月以内	据置期間終了時	年 3%、または、長期プライムレートのいずれか低い利率
		要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	(土地評価額の 7 割)保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内	契約終了後 3 か月以内	据置期間終了時	
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から 2 年以内とすることができる。							

融資の 名称	内容・資格・条件等				
生活 福祉 資金	(福祉資金福祉費別表)				
	使途目的	呼 称	貸付限度目安	償還期間	利子
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能修得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
	障害者用の自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要なと認められる場合 2,300,000円	5年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要なと認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内		

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・父子・寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
	事業開始資金	母子家庭の母 母子・父子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	3,140,000円 団体 4,710,000円		1年	7年以内	無利子 (保証人無) 年1.0%
	事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,570,000円		6か月	7年以内	無利子 (保証人無) 年1.0%
	修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専門学校(高等課程) 短大、専修大学(専門課程)	高等課程 公立(自宅)27,000円(自宅外)34,500円 私立(自宅)45,000円(自宅外)52,500円 高等専門学校(1・2・3年) 公立(自宅)31,500円(自宅外)33,750円 私立(自宅)48,000円(自宅外)52,500円 高等専門学校(4・5年) 公立(自宅)67,500円(自宅外)76,500円 私立(自宅)98,500円(自宅外)115,000円 短大 公立(自宅)67,500円(自宅外)96,500円 私立(自宅)93,500円(自宅外)131,000円 大学 公立(自宅)71,000円(自宅外)108,500円 私立(自宅)108,500円(自宅外)146,000円	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年内修校課程は5年以内)	※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。 無利子
	技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例洋裁、タイプ、栄養士等)	月額68,000円 (特別一括816,000円) 運転免許460,000円	知識、技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識、技能修得後1年	20年以内	無利子 (保証人無) 年1.0%

	修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円 運転免許 460,000 円 (注) 修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けられなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中 5 年をこえない範囲内	知識、技能修得後 1 年	20 年以内	修学資金と同様
	就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤等自動車等を購入する資金	100,000 円 (特別 330,000 円) (うち自動車購入分 230,000 円)		1 年	6 年以内	無利子 (保証人無) 年 1.0% 児童に係る貸し付けの場合修学資金と同じ

融資の名称	内容・資格・条件等						
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
医療介護資金	母子家庭の母 又は児童  父子家庭の父 又は児童  寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	医療 340,000円  特別 480,000円 介護 500,000円		6か月	5年以内	無利子  (保証人無) 年1.0%
生活資金	母子家庭の母  父子家庭の父  寡婦	技能修得金借受期間中の生活費補給資金	月額 (一般) 105,000円 (技能) 141,000円	技能修得資金貸付期間中 5年以内	知識、技能修得(医療)後 6か月	20年以内	無利子
		医療介護資金借受期間中の生活費補給資金	※生活安定委期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額105,000円、合計252万円を限度とする。	医療介護資金貸付期間中 1年以内		5年以内	無利子
		配偶者のいない女子になって5年未満の家庭への生活補給資金又は失業中の生活費補給資金	※生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,260,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。  ※3月相当額の一括貸付を行うことができる。	生活安定貸付後 2年以内 又は 離職した日の翌日から 1年以内	貸付期間満了後 6か月	生活安定 8年以内  失業 5年以内	無利子  (保証人無) 年1.0%
住宅資金	母子家庭の母  父子家庭の父  寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	特別 2,000,000円 限度額 1,500,000円		6か月	6年以内  特別 7年以内	無利子  (保証人無) 年1.0%
転宅資金	母子家庭の母  父子家庭の父  寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		6か月	3年以内	無利子  (保証人無) 年1.0%

母子・父子・寡婦福祉資金

融資の 名称	内容・資格・条件等							
母子・父子・寡婦福祉資金	資金の種類  就学支度資金  結婚資金	貸付対象等  母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子  母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の結婚に際し、必要な資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	貸付限度額（円）  小学校 64,300 円 中学校 81,000 円 高校等 公立(自宅) 150,000 円 (自宅外) 160,000 円 私立(自宅) 410,000 円 (自宅外) 420,000 円 大学・短大等 公立(自宅) 410,000 円 (自宅外) 420,000 円 私立(自宅) 580,000 円 (自宅外) 590,000 円  300,000 円	貸付を受ける期間  6 か月	据置期間  6 か月	償還期間  20 年以内専修学校(一般課程は5年以内)  5 年以内	利率  修学資金と同様  無利子 (保証人無) 年 1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円 ② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊(1の場合を除く) 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦 年賦
	③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円				
	④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円				

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等										
災害復興住宅資金	<p>1 融資対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方</li> <li>(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人または住居者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方</li> <li>(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入または補修する方</li> <li>(3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 収</td> <td style="text-align: center;">400 万円未満</td> <td style="text-align: center;">400 万円以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総返済負担率</td> <td style="text-align: center;">30%以下</td> <td style="text-align: center;">35%以下</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方</li> </ul> <p>2 融資条件</p>					年 収	400 万円未満	400 万円以上	総返済負担率	30%以下	35%以下
	年 収	400 万円未満	400 万円以上								
	総返済負担率	30%以下	35%以下								
		区分	建設	新築購入	中古購入	補修					
	住宅の規格 建築基準法	各戸に居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること									
	住宅部分 床面積	制限なし 店舗併用の場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上	制限なし 店舗併用の場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上	制限なし 店舗併用の場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上	制限なし 店舗併用の場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上	制限なし 店舗併用の場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上					
	敷地面積	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし					
	融資 対策 条件	/	[新築] 申込日において竣工日から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないもの 申込日前に登記上申込人又は第三者の名義になっていないこと	申込日において竣工日から2年を超えている住宅又は人が住んだことがある住宅 申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること	/	/					
	融資 限度 額	融資額	土地を取得する場合 3,700 万円 土地を取得しない場合 2,700 万円	購入資金 3,700 万円	購入資金 3,700 万円	補修資金 1,200 万円					
	返済 期間		35 年以内 又は年齢に応じた期間	35 年以内 又は年齢に応じた期間	35 年以内 又は年齢に応じた期間	20 年以内 又は年齢に応じた期間					
据置期間		3 年以内			1 年以内 (返済期間に含む)						
貸付金利	(最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)										
受付期間	り災日（市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」）から2年間										

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業 セーフティネット 資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定農業者</li> <li>○認定就農者</li> <li>○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者</li> <li>○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者</li> <li>○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること</li> <li>○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> <li>①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること</li> <li>②一元的に経理を行っていること</li> <li>③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること</li> <li>④農用地利用集積の目標を定めていること</li> <li>⑤主たる従事者が目標所得を定めていること</li> </ul> </li> </ul>
	貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕
	償還期間	15年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.3～0.70%（R4.10.27現在）

取扱機関等	関係法令等	備 考
市町村 株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法 （平成19年法律第57号）	

取扱機関等	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	貸付の対象  融資額  償還期間  貸付利率	(ア) 被害農業者 (イ) 被害林業者 (以下「農林漁業者」という) (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合 農林漁業者 2,000,000円(北海道3,500,000円) (法令で定める資金 5,000,000円 (法人25,000,000円)) 漁具購入 50,000,000円 農林漁業者 6年以内(激甚災害法適用7年以内) 農林漁業者 損失額の割合10%以上で一定の要件に該当する者 年6.5%以内 損失額の割合30%以上の者 年5.5%以内 特別被害地域の特別被害農業者 年3.0%以内 ※実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設(災害復旧))	貸付の対象  貸付限度  貸付期間  貸付利率年	[果樹の改植等](主務大臣指定施設) 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養育等に要する費用。 [個人施設](主務大臣指定施設) 農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用。 [共同利用施設] 農業協同組合等が設置する農林水産物の精算、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用。 負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円、漁船(20トン未満:1,000万円、20トン以上:最大11億円)のいずれか低い額(共同利用施設は負担額の80%) 15年(うち据置3年)以内。果樹は25年(うち据置10年)以内。共同利用施設は20年(うち据置3年)以内。 0.16~0.20%(R元.12.18現在)

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道市町村金融機関	天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受資格者(被害農林漁業者等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害農林者 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価格の30%以上のもの</li> <li>・被害林業者 林作物の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価格の50%以上のもの</li> <li>・被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価格の50%以上のもの</li> <li>・被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの</li> </ul>
北海道株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	主務大臣指定災害復旧資金

取扱機関等	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	造林地の災害復旧を行う林業を営む者（地方公共団体を含む）及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、但し、計画森林にあっては、90%相当額 （一般・非補助）30年以内（20年以内の据置期間含む） 0.30～0.85%（R4.10.28現在）
樹苗養成施設資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 15年以内（5年以内の据置期間含む） 0.16～0.30%（R4.10.28現在）
林道資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.16～0.30%（R4.10.28現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額 15年以内（3年以内の据置期間含む） 0.30%（R3.10.18現在）
共同利用施設 資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.95%（R3.10.18現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

取扱機関等	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資 資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 融資利率	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合 各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで 6か月 年利率3.00%



融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む） 前年の総所得が 600 万円以下の方	有期契約・派遣・パート・嘱託社員の方で下記条件にいずれも当てはまる方 ・前年の所得が 600 万円以下の方 ・前年の総収入が 150 万円以上 ・同一事務所に 1 年以上勤務	2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が 600 万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	中小企業に働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方 120 万円以内 離職者の方 100 万円以内			
	融資期間	8 年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8 年以内	5 年以内 （6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年 0.50%		年 0.60%	
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要		

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

○ 資料 21 被災者生活再建支援法に基づく支援

		内容・資格・条件等																																											
目 的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。																																												
制度の対象となる自然災害	(1) 対象となる自然災害 ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万人未満のものに限る） ⑤③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万人未満に限る） ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る） (2) 支援対象世帯 ①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）																																												
支援金の支給額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④大規模半壊 (損害割合40%台)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑤中規模半壊 (損害割合30%台)</td> <td rowspan="3">—</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額</p>					基礎支援金	加算支援金		計	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円	④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円	⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円
	基礎支援金	加算支援金		計																																									
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)																																											
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																									
		補修	100万円	200万円																																									
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円																																									
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																									
		補修	100万円	150万円																																									
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円																																									
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円																																									
		補修	50万円	50万円																																									
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円																																									

	内容・資格・条件等
<p>支 援 金 の 支 給 申 請 等</p>	<p>(1) 申請期間 基礎支援金については、災害発生日から起算して 13 か月以内、加算支援金については災害発生日から起算して 37 か月以内とする。</p> <p>(2) 申請時の添付書類 ① 基礎支援金：り災証明書、住民票等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等</p> <p>(3) 支援金支給に係る手続き ①支援適用法（都道府県） ↓ ②都道府県から国、支援法人、市町村に適用報告、公示（都道府県） ↓ ③り災証明書の交付（市町村） ↓ ④支援金支給申請（被災世帯） ↓ ⑤市町村で受付、都道府県がとりまとめ、支援法人に送付 ↓ ⑥被災世帯に支援金の支給（支援法人） ↓ ⑦（支援法人から国に補助金申請） ↓ ⑧（国から支援法人に補助金交付）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;申請期間&gt;</p> <p>①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内</p> <p>&lt;申請に必要な書面&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援金支給申請書</li> <li>・住民票等</li> <li>・罹災証明書等</li> <li>・預金通帳の写し</li> <li>・その他関係書類</li> <li>契約書(住宅の購入・補修、借家の賃貸借 等)</li> </ul> </div>

## 〔 条例・協定等 〕

### ○ 資料 22 比布町防災会議条例

(昭和 38 年 1 月 1 日条例第 1 号)  
改正  
昭和 40 年 5 月 1 日条例第 18 号  
平成 4 年 9 月 21 日条例第 18 号  
平成 12 年 3 月 29 日条例第 31 号  
平成 13 年 3 月 15 日条例第 7 号  
平成 18 年 5 月 17 日条例第 21 号  
平成 24 年 12 月 13 日条例第 16 号  
平成 26 年 3 月 14 日条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、比布町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 比布町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて比布町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2 名
  - (2) 自衛隊の隊員のうちから町長が任命する者 1 名
  - (3) 知事の部門の職員のうちから町長が任命する者 2 名
  - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者 1 名
  - (5) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 1 名
  - (6) 町の教育委員会の教育長
  - (7) 大雪消防組比布消防署長
  - (8) 町の消防団長
  - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 5 名以内
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、関係機関地方公共機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事の手続その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(昭和40年5月1日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年9月21日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第31号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 比布町水防協議会条例(昭和63年比布町条例第2号)は、廃止する。

附 則(平成13年3月15日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年5月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月13日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月14日条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## ○ 資料 23 比布町災害対策本部条例

(昭和 38 年 1 月 1 日条例第 2 号)

改正

平成 13 年 3 月 15 日条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基づき、比布町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 15 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ○ 資料 24 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
  - (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
  - (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合
- 2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第 7 条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達 也

札幌市長 他 72 団体

## ○ 資料 25 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。

3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道  
北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会  
北海道市長会長 新宮 正志

北海道町村会  
北海道町村会長 寺島 光一郎

別 表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

## ○ 資料 26 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第 1 要請、第 2 要請、第 3 要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に

必要と認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

- 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

別 表

地域	構成市町等
道 西 地 域	函館市、森町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

## ○ 資料 27 「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～

鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村・和寒町・剣淵町・下川町・美深町・音威子府村・中川町・幌加内町（以下「提携町村」という。）は、防災に関してつぎのとおり決議する。

（目的）

第 1 条 この決議は、平常時及び災害時における防災に関して国、道、市と連携を図るとともに、提携町村が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減を図り、もって提携町村住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第 2 条 提携町村は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施若しくは相互協力を努めることにする。

- (1) 地域防災計画その他各提携町村が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供並びに共同研究等
- (2) 各提携町村が実施する防災訓練への協力参加
- (3) 情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施
- (4) 提携町村の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催
- (5) 被災時事務の共通化の推進並びに災害時医療体制その他広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
- (6) 備蓄物品、資材等に関する情報交換、共同購入等
- (7) その他この決議の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互協力）

第 3 条 提携町村において災害が発生し、災害を受けた町村（以下「被災町村」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、提携町村が加入する「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」その他の災害応援協定に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携町村に対して応援を要請することができるものとする。

- 2 応援を要請された町村（以下「応援町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第 4 条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 物資等供給拠点及びボランティア活動などの支援
- (7) 被災地における行政事務の支援
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援要請手続)

第5条 被災町村が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第9条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文章を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の機関
- (7) その他必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第6条 応援のため派遣された職員は、原則として被災町村の町長又は町村の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号から第3号及び第5号から第7号に掲げる応援の経費については、原則として被災町村の負担とする。
- (2) 第4条第4号に掲げる応援の経費については、応援町村の負担とする。
- (3) 第4条第8号に掲げる応援の経費については、要請の内容に基づきその都度協議する。

(応援の自主出動)

第8条 災害が発生し、被災町村との連絡が取れない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする町村が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の応援を要した費用の負担については、原則として応援町村の負担とし、その他の経費については、前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第9条 連携町村は、この決議に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。
- 3 この議決の目的を達成するため、連絡担当部局の会議を開催する。

(決議の効力)

第10条 各提携町村は、この決議のほか民間企業等と防災に関する協力の提携をする際には、他の提携町村に効力が及ぶよう当該民間企業等に働きかけるものとする。

- 2 前号の場合において、協定を締結した場合は、各提携町村への情報提供に努める。

(その他)

第11条 この決議の実行に関して必要な事項及びこの決議に定めのない事項は、提携町村が協議して定めるものとする。

この決議を証するため本書19通を作成し、各町村の町村及び村長の職員を押印の上、各1通を保有する。

平成 26 年 2 月 14 日

鷹栖町長  
東神楽町長  
当麻町長  
比布町長  
愛別町長  
上川町長  
東川町長  
美瑛町長  
上富良野町長  
中富良野町長  
南富良野町長  
占冠村長  
和寒町長  
剣淵町長  
下川町長  
美深町長  
音威子府村長  
中川町長  
幌加内町長

## ○ 資料 28 比布町備蓄計画

## 1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓とし、住民の防災に対する意識も年々高まっている。また、暴風雪による停電や交通機関の途絶などの雪害、自然災害による災害が後を絶たない状況であり、本町においても、災害に備えた備蓄が必要となっている。

平成22年3月に制定した比布町耐震改修促進計画の中の「いつどの場所にでも起こりうる直下型地震」が発生した場合の本町の最大震度は6弱と予測されており、本計画では、全壊・半壊の恐れがある住宅数273棟（約300人）が避難対象となる。そのうち住民による家庭内備蓄の推進に努め、町が備蓄すべき基準値を200人と設定する。また、自助・共助を基本としつつ、住民・企業・行政が一体となって備蓄を推進するものとする。

なお、本計画は、新たな地震被害想定調査結果や課題が生じた場合には、その都度修正をする。

## 2. 計画期間

令和5年～令和9年

## 3. 備蓄品と目標数

項 目	担当部署	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	目標合計
毛 布	総務企画課	200 枚					200 枚
マット	総務企画課	200 枚					200 枚
α化米	総務企画課	1800 食					1,800 食
カンパン	総務企画課	600 缶					600 缶
発電機 (8kw以上)	建設課 総務企画課 税務住民課	3 台					3 台
水(ペットボトル)	総務企画課	9480					4980
土のう袋	建設課 総務企画課	500 枚		100 枚	100 枚	100 枚	800 枚
土のう袋(大)	建設課	190 枚					190 枚
給水袋(60)	建設課	889 枚					884 枚
スコップ(剣先)	消 防	25 本					25 本
スコップ	消 防	25 本					25 本
簡易トイレ	総務企画課	600 回分					600 回分
石油ストーブ	総務企画課	8 台					8 台
カセットコンロ	総務企画課	10 台					10 台
懐中電灯	総務企画課	40 個					40 個
ポリタンク	総務企画課	4 個	1 個				5 個
ガリソリ携行缶	総務企画課	5 個					5 個
災害用ウツク	総務企画課	30 本					30 本
レインコート	総務企画課			10 着			10 着

項目	担当部署	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標合計
マルメルト脱水剤※	総務企画課				100個	200個	300個
スポットクーラー	総務企画課		10台				10台
ポータブル蓄電池	総務企画課		2台				2台
止水板	建設課			本体 24 枚 連結 22 個 エトパル 2 個			本体 24 枚 連結 22 個 エトパル 2 個

※マルメルト脱水剤：水で膨らむ土のう袋の中の水を脱水するもの。

#### 4. 給水計画（※比布町地域防災計画より）

(1) 給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

##### ① 緊急貯水槽の整備

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽の整備の促進に努めるものとする。

##### ② 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）を調達して、給水にあたるものとする。

(2) 災害時（特に地震災害）には、管路の破損等による一時的な断水は避けられないと

想定されるため、本町の管理する配水池の緊急遮断弁で流出をストップし災害対策用として確保するとともに、飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を進める。

(3) 給水用資機材の整備として、本町は必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図るものとする。

#### 5. 家庭内備蓄について

家庭内備蓄の意義や必要性について、パンフレットや広報紙、無線放送等を通じて、町民に対して継続的に広報を行っていくこととする。

家庭内備蓄の広報に際しては、3日分以上の食料や1人1日3リットル以上の飲料水の備蓄を呼びかけていくとともに、災害発生時にすぐに取り出せる場所に保管するよう併せて呼びかける。

#### 6. 住民の責務（※比布町地域防災計画より抜粋）

比布町における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努める。

#### 7. 平常時の備え

(1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法を確認すること。

(2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、救急用品等の非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に当たること。

(3) 隣近所との相互協力関係の醸成を図ること。

(4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性を把握すること。

(5) 防災訓練、研修会等への積極的参加により、防災知識、応急救護技術等の習得をすること。

(6) 災害時要援護者への配慮をすること。

(7) 自主防災組織への参加に努めること。

\*参考：災害時に避難する際持ち出す品（非常袋）

食料、水（1人1日3リットル）、ライター、缶切り、ナイフ、ロウソク、懐中電灯、予備の電池、ラジオ、軍手、衣類、毛布、現金等

○ 資料 29 災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定

1 協定締結事業者等一覧

	協定書名	協定先	協定内容
1	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング（株）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等の提供</li> <li>・災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供</li> </ul>
2	緊急時飲料提供ベンダー設置契約書	サントリーフーズ（株）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時飲料提供ベンダー（災害などでライフラインが途絶えた際に、無料で飲料を提供してくれる自動販売機）の設置</li> </ul>
3	災害発生時における比布郵便局と比布町の協力に関する協定	比布郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便局ネットワークを活用した後方活動</li> <li>・被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供</li> <li>・郵便局が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供（車両配備局に限る）</li> <li>・郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い</li> <li>・その他要請のあったもののうち協力できる事項</li> </ul>
4	災害等の発生時における比布町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災場所における LP ガスの被害状況・復旧状況の情報提供</li> <li>・被災場所における応急措置・復旧工事</li> <li>・避難場所への LP ガスの供給・関連機器の設置</li> <li>・供給停止が長期となる場合の簡易コンロ等の手配</li> <li>・大規模火災現場における LP ガス設備の撤去等安全対策</li> </ul>
5	比布町・湖南省災害時相互応援に関する協定書	滋賀県湖南省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>・応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣</li> <li>・その他特に要請があった事項</li> </ul>
6	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	セブンイレブンジャパン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の調達</li> <li>・営業要請</li> </ul>
7	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	比布町農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油類燃料の優先的な供給及び運搬</li> </ul>
8	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	山森産業(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油類燃料の優先的な供給及び運搬</li> </ul>
9	比布町とヤマト運輸株式会社との包括連携協定	ヤマト運輸(株)リテール事業本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策</li> <li>・災害時の倉庫使用</li> </ul>
10	比布町と一般社団法人日本福祉用具供給協会との災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	(一社)日本福祉用具供給協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の福祉用具の供給</li> </ul>

## 2 民間からの物資調達先

### (1) 主要食料調達先

調 達 先	所 在 地	備 考
D a マルシェ比布店	比布町中町2丁目1番24号	電話 0166-85-3915
セブンイレブン上川比布町	比布町基線7号	// 0166-85-2266
セイコーマート比布新町店	比布町新町2丁目1番2号	// 0166-85-2881

### (2) 薬品及び衛生機材販売業者

調 達 先	所 在 地	備 考
福 屋 商 店	比布町中町1丁目5番10号	電話 0166-85-2020
比 布 調 剤 薬 局	比布町中町2丁目2番34号	// 0166-58-9900

## 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

比布町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成 18 年 12 月 22 日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

### （目的・協働事業）

第 1 条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- (1) 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- (2) 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

### （情報提供に関する事項）

第 2 条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任については、乙は一切負わないものとする。

2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

### （商品提供に関する事項）

第 3 条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式 1）を乙に提供するものとする。

### （災害対応型自動販売機の設置施設）

第 4 条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

2. 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

### （連絡先）

第 5 条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

#### （甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
総務企画課（代表）	0166-85-4801
比布町役場（休日・緊急時）	0166-85-2111

#### （乙の連絡先の表示）

名称	電話番号
旭川第一販売課（代表）	0166-57-4518
旭川第一販売課（道北支店/衛星携帯）	090-6690-0859
本社総務部（夜間・休日/衛星携帯）	080-1017-0138

### （守秘義務）

第 6 条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
  - (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
  - (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの
2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年11月26日

甲 北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号  
比布町長

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号  
北海道コカ・コーラボトリング株式会社

## 緊急時飲料提供ベンダー設置契約書

比布町（以下甲という）とサントリーフーズ株式会社（以下乙という）とは、緊急時飲料提供ベンダーの設置及びその営業に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙が後記設置場所に乙が所有又は管理する「緊急時飲料提供ベンダー」（以下自販機という）を設置し、当該自販機を使用して乙の取扱う清涼飲料水（以下商品という）を販売することを許可する。

第2条 緊急時における自販機の使用については、添付別紙の利用細則に定めるとおりとする。

第3条 甲は、設置された自販機の保全に協力する。乙は、以下のとおり自販機による商品販売業務を行い、商品の搬入その他で甲の通常業務に支障をあたえないように努める。

- ・自販機の設置・撤去及び保全・補修等の管理
- ・自販機で販売する商品の数量・品質等の管理、自販機への補充
- ・自販機内部にある売上代金・釣銭の管理
- ・自販機の故障・品切れ等で連絡があった場合の速やかなる対処

第4条 自販機での商品販売に必要な行政財産使用料および電気料は下記のとおりとし、内容については別に甲が行う「行政財産使用許可指令」によるものとする。

第5条 自販機の設置契約に関しては甲と契約業者（下記記載）の契約とする。

第6条 乙は、この契約における自販機管理、自販機を使用した商品販売等の業務を乙の任意に指定した業者に代行させることができ、甲はこれを了承するものとする。

なお、指定業者を変更する場合、乙は事前に変更内容を甲に連絡する。

第7条 この契約の存続期間は、2009年2月27日から2010年3月31日までとする。また、期間満了時2ヵ月前までに甲乙いずれかより変更又は解約の申し入れがない場合、この契約は1年間自動的に更新され、爾後もまた同様とする。

第8条 自販機撤去の際の原状復旧等に必要な工事は原則乙の負担とするが、この契約期間内に甲の事情により自販機を引き揚げる場合は、甲の責任と負担で原状復旧等に必要な工事を行う。

第9条 甲又は乙において、以下の事由に該当する事態が生じたときは、この契約を解除することができる。なお、その際は理由を記載のうえ通知するものとする。

- ・この契約各条項の一にても違反した場合
- ・信用状態の悪化又は相手方に対する不正の行為等が発生し、相手方がこの契約を継続しがたいと判断した場合
- ・この契約期間内に設置した自販機が撤去もしくは交換された場合

第10条 この契約に定めなき事項については、甲乙信義誠実の精神に基づき別途協議して解決するものとする。

以上契約の証として本証2通を作成し、各自記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

2009年3月19日

## 記

設置場所	設置先名 設置場所 (連絡先)	比布町役場 北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号 0166-85-2111
契約業者	社 名 住 所 (連絡先)	リカーショップ今井 北海道上川郡比布町西町3丁目5番25号 0166-85-2252
指定業者	社 名 住 所 (連絡先)	北海道ペプシコーラ販売株式会社旭川支店 北海道旭川市東鷹栖1線11号 0166-57-2021

行政財産使用料 電気料負担額	金 額 金 額 支 払 日	自動販売機に関わる行政財産使用料を甲からの請求に基づき、 契約業者が支払う。 甲は契約業者に対し、自販機稼動用電気料を毎月末に締め、電 力会社の電気料単価通知の上請求する。 甲は小メーターにより自販機稼動用電力を確認の上、請求書を 作成する。 お振込み指定日までに、甲の指定する口座に、契約業者が振込 みにて支払う。
販売価格	金 額 支 払 日	缶商品・小容量ペットボトル商品：120 円 500MLペットボトル商品：150 円、天然水 500MLペットボトル商 品：110 円（全て税込み）
協賛内容 (備蓄用)	商 品 数 量 対 応 備 考	サントリー天然水（南アルプス）2L 20C/S 自動販売機設置時に無償提供 賞味期限が 24 ヶ月の為、賞味期限内に使用されなかった場合は、 交換対応する。

以上

甲) 北海道上川郡比布町北町 1 丁目 2 番 1 号  
比布町長

乙) 札幌市北区北 8 条西 3 丁目 28 番地  
サントリーフーズ株式会社  
北海道支社長

## 災害発生時における比布郵便局と比布町の協力に関する協定

比布町内郵便局（以下「甲」という。）と比布町（以下「乙」という。）は、比布町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、比布町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 郵便局ネットワークを活用した後方活動
- (2) 被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供
- (3) 甲が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供（車両配備局に限る）
- (4) 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### （会議）

第4条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席する。

### （訓練）

第5条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加する。

### （経費の負担）

第6条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法による算出した金額を、要請した者が負担する。  
2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （災害情報連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとなる。

### （情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

### （連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 郵便局株式会社 比布郵便局長  
乙 比布町役場 総務課長

### （協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

### （有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成20年7月1日から平成25年6月30日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 6 月 26 日

甲 住所 上川郡比布町字本町 116 番地  
郵便局株式会社 比布郵便局長

乙 住所 北海道上川郡比布町北町 1 丁目 2 番 1 号  
比布町長

## 災害等の発生時における比布町と北海道エルピーガス災害対策協議会の 応急・復旧活動の支援に関する協定

比布町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、比布町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

### （用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

### （協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

### （応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

### （応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する比布町災害対策本部会議、比布町国民保護対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

### （応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

### （費用の負担）

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払に責任を負うものとする。

### （災害補償）

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

### （損害の負担）

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、

その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第 10 条 乙は、その協議会活動を通じて、LP ガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第 11 条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 22 年 7 月 14 日

甲 北海道上川郡比布町北町 1 丁目 2 番 1 号  
比布町長

乙 旭川市永山 3 条 18 丁目 1-11  
北海道エルピーガス災害対策協議会  
現地本部長

## 比布町・湖南省 災害時相互応援に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき、比布町及び湖南省（以下「市町」という。）のいずれかの地域において、同法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急措置が実施できないとき、被災市町が応援要請する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### (応援の種類)

第2条 応援の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

### (応援の要請手続)

第3条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援の要請をするものとする。ただし、緊急の場合は、電話又はファクシミリ等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請するときは、希望する職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要とする事項

### (自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町から前条の要請がない場合、応援しようとする市町（以下「応援市町」という。）は速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市町と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 応援市町は、災害直後、自主的な応援活動のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。
- 4 前項の規定により職員を派遣した場合には、市町の友愛精神のもとに行うものであり、被災市町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

### (応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、被災市町の長の指揮下のもとに活動するものとする。

### (応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は原則として被災市町の負担とする。

- 2 応援職員がその応援業務により死亡し、若しくは負傷し、又は疾病にかかった場合における災害補償は、応援市町の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援の従事中に生じたものについては被災市町が、被災市町への往復途中において生じたものについては応援市町が負担するものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、市町双方が協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 市町は、連絡責任者を定め、第2条に掲げる応援の円滑化を図るものとし、平常時においても相互に情報交換を行うものとする。

(他の協定との連携)

第8条 この協定は、市町が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めない事項については、その都度双方協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書を2通作成し、署名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成23年(2011年)10月19日

北海道 比布町長

滋賀県 湖南市長

## ○ 資料 30 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、比布町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第 1 条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第 3 条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第 4 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
  - (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
  - (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合
- 2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第 5 条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第 6 条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第 7 条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第 8 条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第 9 条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第 10 条 この申合せは、平成 22 年 5 月 31 日から適用するものとする。

平成 22 年 5 月 31 日

甲 北海道開発局長

乙 比布町長

## ○ 資料 31 日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、地震、異常湧水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部（以下「地方支部」という。）が、被災会員の速やかな給水能力の回復のために地方支部管内の各地区協議会（以下「地区」という。）相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(会員の責務)

第 2 条 地方支部管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。

(相互応援のための平常準備)

第 3 条 地方支部管内の地区の長（以下「区長」という。）は、地区内における相互応援のための応急給水容器及び応急復旧用資材の在庫等の現状を把握しておくものとする。

2 会員は、毎年 5 月末日までに応急給水容器及び応急復旧資材を調査し、その調査結果を集計し、その調査結果を当該区長に通知しなければならない。

3 当該区長は、前項の調査結果を集計し、その集計結果を毎年 6 月末日までに地方支部の長（以下「支部長」という。）に通知しなければならない。

4 支部長は、必要に応じて前項の集計結果を会員に通知するものとする。

(連絡担当部課)

第 4 条 支部長及び区長は、この協定の実施にあたり、情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者、連絡補助者を定め、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合に、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請方法)

第 5 条 区長は、地区内の会員から応援の要請があり、他地区の会員の応援を得なければ対応が困難であると判断した場合又は区長都市が被災し応援を受ける必要があると判断した場合には、支部長に対して他の地区の会員からの応援を要請するものとする。

2 前項の場合応援の要請を受けた支部長は、必要に応じ、ただちに他の地区の区長に対して応援の要請を行うものとする。

3 第 2 項により支部長から応援の要請を受けた区長は、地区内の会員に対して応援を要請し、調整をするとともに、その結果を速やかに支部長に報告するものとする。

4 支部長は、各区長からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 支部長は、支部内での応援が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援の要請を行うものとする。

(応援要請内容)

第 6 条 応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(連絡調整担当会員)

第 7 条 第 5 条第 1 項の場合において、支部長都市又は区長都市が被災したときにこれらの都市における災害に関して必要な情報の連絡調整を補完する必要がある場合において、これを行う会員（以下「連絡調整担当会員」という。）を定める。

- 2 連絡調整担当会員は、隣接する区長都市があたるものとし、対象となる支部長都市及び区長都市ごとに定める。
- 3 連絡調整担当会員は、担当する支部長又は区長都市の要請に基づき、被災状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行う。

(現地対策本部の設置)

第8条 第5条の場合において支部長は、応援を行う会員間の連絡調整を行う必要があると認めたときは、現地対策本部を設置する。

- 2 本部長は支部長が任命する。
- 3 現地対策本部の組織及び構成員は、本部長が決定する。
- 4 現地対策本部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 水道施設の被害に関する情報を収集すること。
  - (2) 応援活動の調整を行うこと。
- 5 災害の規模が特に大きく、厚生労働省、北海道、日本水道協会等による現地救援組織が設置されたときは、現地対策本部は、当該現地救援組織に移行する。

(応援活動の種類)

第9条 会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資材の提供
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第10条 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラ及び冬季においては防寒具などを携行させるものとする。

- 2 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。
- 3 派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第11条 応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用の負担)

第12条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(会員以外への協力)

第13条 会員は、地方支部管内の会員以外の水道事業者が災害により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関して必要な事項については、地方支部長が別に定める。

附則

- 1 この協定は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱（昭和55年度第51回支部総会決定）は、廃止する。

## 〔様式〕

## ○ 別記第1号様式 災害情報報告

## 災害情報報告

(報告第 号)		部長	班長	班員		
報告日時	年 月 日 ( ) 時 分					
報告者の所属・氏名	部 班					
情報提供者の氏名等	住所 氏名 〆 ( ) -					
情報提供者の所在						
情報提供の方法	電話 ・ 訪問 ・ その他 ( )					
災害 情報 の 内 容	区分	<input type="checkbox"/> 被害情報 <input type="checkbox"/> 資機材等の要請 <input type="checkbox"/> 支援要請				
		<input type="checkbox"/> その他 ( )				
	概要	発生日時	年 月 日 時 分 (確認)			
		場所				
		原因				
		被害状況				
		応急措置				
		対策要求				
		気象等の状況				
要	その他					

(特記事項)

注 太枠内は、第三者から情報提供があった場合に記入すること。

## ○ 別記第2号様式 職員参集状況報告書

## 職員参集状況報告書

			受付番号	
参集場所			氏名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所属	課 係
	到着時間	時 分	部・班名	部 班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・バ・車・交
本人・家族等の安否の状況				
参集路上での被害の状況				
参集途上における留意事項				

注1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。

注2 班長又は所属長は、収集後に総務対策部（職員班）に提出すること。

注3 受付番号は、総務対策部（職員班）で記入すること。

注4 「職員・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。

注5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。

注6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。

注7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、児童二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。



## ○ 別記第 4 号様式 職員参集状況受付簿

## 職員参集状況受付簿

災害対策本部長 様

部 班長

番号	所属・職氏名	参集時刻	参集方法	備考（職員の健康状態等）
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	
		:	歩・転・ハ <sup>○</sup> ・車・交	

注 1 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はハ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○印をつけること。

注 2 「備考」欄は、参集した職員が負傷等により、作業を行うに当たり支障のある場合に限り記入すること。

○ 別記第5号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

災害対策本部長 様

部 班

所 属 ・ 職 氏 名	連 絡 方 法	連 絡 時 間	連 絡 の 可 否	本 人 ・ 家 族 等 の 安 否 状 況	備 考 (参集可能時間等)
	電 話 その他 ( )	:	可・否		
	電 話 その他 ( )	:	可・否		
	電 話 その他 ( )	:	可・否		
	電 話 その他 ( )	:	可・否		
	電 話 その他 ( )	:	可・否		
	電 話 その他 ( )	:	可・否		
	電 話 その他 ( )	:	可・否		
	電 話 その他 ( )	:	可・否		
	電 話 その他 ( )	:	可・否		
	電 話 その他 ( )	:	可・否		
	電 話 その他 ( )	:	可・否		

○ 別記第6号様式 気象通報受理簿（兼送信票）

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	係 長	主 事	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・IP告知 その他（ ）	連絡
発信者				受信者		印
予警報の 種 類				発表時刻	時 分	発表機関
受 理 事 項						
	-----					
	-----					
	-----					
処 理 方 法						
	-----					

○ 別記第7号様式 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

(市町村名 ) 自 年 日  
至 年 日

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	団体数	使 用 資 材 費			
							主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	
道 (都府県)分 前 回 迄		人	円	円	円		円	円	円	
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前 回 迄										
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の ( ) 書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 別記第 8 号様式 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報									
報告日時	月	日	時	分現在	発受信日時	月	日	時	分
発信機関 (振興局・市町村名 等)					受信機関 (振興局・市町村名 等)				
発信者 (職・氏名)					受信者 (職・氏名)				
発生場所									
発生日時		月	日	時	分	災害の原因			
気象等の 状況	雨量								
	河川水位								
	風速								
	その他								
ライフライン 関係の 状況	道路								
	鉄道								
	電話								
	水道 (飲料水)								
	電気								
	その他								
(1) 災害対策本部等の 設置状況	(名 称) (設置日時)	月	日	時	分設置				
	(名 称) (設置日時)	月	日	時	分設置				
(2) 災害救助法の適用 状況	地区名	被害棟数		罹災世帯		罹災人数			
		(救助実施内容)							

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		(早期) 避難指示				
		(緊急) 避難指示				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他措置 の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○ 別記第9号様式 被害状況報告(速報・中間・最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明	人				海岸	箇所		
	重傷	人				砂防設備	箇所		
	軽傷	人				地すべり	箇所		
	計	人				急傾斜地	箇所		
			道路			箇所			
			橋梁			箇所			
			小計		箇所				
② 住家被害	全壊	棟			市町村工事	河川	箇所		
		世帯				道路	箇所		
		人				橋梁	箇所		
	半壊	棟			小計	箇所			
		世帯			港湾	箇所			
		人			漁港	箇所			
	一部破損	棟			下水道	箇所			
		世帯		公園	箇所				
		人		崖くずれ	箇所				
	床上浸水	棟		計	箇所				
		世帯		⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻		
		人				破損	隻		
棟		計	隻						
床下浸水	棟		漁港施設	箇所					
	世帯		共同利用施設	箇所					
	人		その他施設	箇所					
計	棟		漁具(網)	件					
	世帯		水産製品	件					
	人		その他	件					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		計				
		その他	棟						
	半壊	公共建物	棟		⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所	
		その他	棟				治山施設	箇所	
計	公共建物	棟		林道			箇所		
	その他	棟		林産物			箇所		
				その他	箇所				
				小計	箇所				
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没	ha	一般民有林	林地	箇所		
			浸水	ha		治山施設	箇所		
		畑	流出・埋没	ha		林道	箇所		
			浸水	ha		林産物	箇所		
	農作物	田	ha	その他		箇所			
		畑	ha	小計		箇所			
	農業用施設	箇所		計		箇所			
	共同利用施設	箇所							
	営農施設	箇所							
	畜産被害	箇所							
その他	箇所								
計									

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道		箇所		⑪ 社会教育施設被害			箇所	
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火葬場		箇所			鉄道施設	箇所		
計		箇所		被害船舶		隻			
⑨ 商工被害	商業		件			空港	箇所		
	工業		件			水道	戸	—	
	その他		件			電話	回線	—	
	計		件			電気	戸	—	
⑩ 公立文教施設施設	小学校	箇所		ガス		戸	—		
	中学校	箇所		ブロック塀等		箇所			
	高校	箇所		都市施設		箇所			
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件		
罹災世帯数			世帯			危険物	件		
罹災災者数			人			その他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道 (支庁)								
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報ごつき取り扱い 注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況      ほか									

○ 別記第 10 号様式 災害情報速報

災 害 情 報 速 報 (第 号)

比 布 町

報告日時 月 日 時現在

気象状況			降 雨 量	総 雨 量		mm
	河 川 名		地 区 名	概 要 ( 水 位 等 )		
主要河川 状 況						
道路橋梁 状 況	路 線 名 等		地 区 名	概 要 ( 不 通 箇 所 等 )		
浸水状況	地 区 名	概 要		地 区 名	概 要	
避難状況	区 分	地 区 名	避 難 場 所	避 難 人 員	時 間	
	避 難 指 示 ( 早 期 )					
	避 難 指 示 ( 緊 急 )					
	自 主 避 難 ( 避 難 準 備 情 報 )					

○ 別記第 11 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

別表 第 1 号様式

従 事 第 号	公 用 令 書			
	住 所 氏 名			
	災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。			
	年 月 日			
	処分権者			印
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備 考				

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第 2 号様式

保 管 第 号	公 用 令 書			
	住 所 氏 名			
	災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
	年 月 日			
	処分権者			印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号	公 用 令 書							
	住所 氏名							
	災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり						管理 収用	を使用する。
	年 月 日							
	処分権者						印	
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号	公 用 変 更 令 書						
	住所 氏名						
	災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。						
	年 月 日						
	処分権者						印
変更した処分の内容							

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	<b>公 用 取 消 令 書</b>
	住所 氏名
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
	処分権者 <span style="float: right;">印</span>

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

No. ....	<b>防 災 立 入 検 査 票</b>
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
令和 年 月 日交付	
	比 布 町 長 <span style="float: right;">印</span>
	交付責任者 <span style="float: right;">印</span>

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

<b>注 意</b>
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第 12 号様式 避難者世帯名簿

避 難 者 世 帯 名 簿

[避難所名

]

No. \_\_\_\_\_

現 住 所				被 災 場 所			
世帯主氏名				親族その他への連絡先 (氏・住所・電話番号)			
電 話 番 号							
入 所 世 帯 の 状 況	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	続 柄	性 別	職 業 (勤務先)	入 所 日 時	退 所 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H. R 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
備 考 欄							

注 1 一世帯ごとに記入すること。

注 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。

注 3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

- (1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
- (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
- (3) その他特記事項

○ 別記第 13 号様式 避難所収容台帳

(避難所： )

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計	( 日間)					

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。  
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。  
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第 14 号様式 避難所設置及び収容状況

(比布町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関		実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から	月 日まで				
計		既存建物						
		野外仮設						

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。  
 2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第 15 号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

比 布 町

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。  
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。  
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 16 号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

比 布 町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理 者)名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。

注 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

注 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

注 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 17 号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

比 布 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借 上 等			修				燃料費	実支出額	備考	
			使用車両		金 額	故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
					円				円		円		
計													

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 注 2 市の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 注 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 注 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 注 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
- 注 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 18 号様式 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

比 布 町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。  
 注 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 19 号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

比 布 町

供 月	給 日	対 象 員	給水用機械器具							実支出額	備 考
			名 称	借 上		修 繕			燃料費		
				数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費			
		人			円		円		円		
計											

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 20 号様式 世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

平成 年 月 日 時現在

比 布 町

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
	全 壊 ( 焼 )												
流 失													
半 壊 ( 焼 )													
床上 ( 下 ) 浸水													

○ 別記第 21 号様式 物資購入 ( 配分 ) 計画表

物 資 購 入 ( 配 分 ) 計 画 表

平成 年 月 日 時現在

比 布 町

世帯 品 目	単 価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備 考
		円				円				円				計				
		数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	
計																		

- 注) 1. 本表は、全壊 ( 焼 )、流出世帯分と半壊 ( 焼 )、床上 ( 下 ) 浸水世帯分に分けて作成すること。  
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。  
 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 22 号様式 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

平成 年 月 日 時現在

比 布 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

令和 年 月 日

給与責任者 氏名 Ⓜ

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。  
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。  
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 23 号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

世帯主 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

連絡先 (避難所・電話番号等) \_\_\_\_\_

給付 (貸与) 年月日	品 名	数 量	備 考

○ 別記第 24 号様式 救護班活動状況

○ 別記第 24 号様式 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名 印

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 25 号様式 医療実施状況

○ 別記第 25 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬 入院	診療報酬 通院	金額	備考
				入院	通院				
						点	点	円	
計	機関								

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

○ 別記第 26 号様式 助産台帳

○ 別記第 26 号様式 助産台帳

分 べ 人 者 氏 名		分 べ 人 日 時		助 産 機 関 名		分 べ 人 期 間		金 額		備 考									
分	べ	人	者	氏	名	分	べ	人	日	時	分	べ	人	期	間	金	額	備	考
						月	時	日	分			月	日	日	日	円			
						月	時	日	分			月	日	日	日				
						月	時	日	分			月	日	日	日				
						月	時	日	分			月	日	日	日				
						月	時	日	分			月	日	日	日				
						月	時	日	分			月	日	日	日				
						月	時	日	分			月	日	日	日				
						月	時	日	分			月	日	日	日				
						月	時	日	分			月	日	日	日				
						月	時	日	分			月	日	日	日				

○ 別記第 27 号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況  
比布町

学校名	学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備考	
					給教		書	その他		用品			
					国語			鉛筆	ノート				
				月 日									
計													

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏名

印

注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

注 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

注 3 本様式は、救助法の適用時にはその事務用に用いること。

○ 別記第 28 号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

比 布 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
	人								円	
世 帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 注 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 注 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 注 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 注 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 注 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
- 注 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 29 号様式 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

比 布 町

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	摘 要
			円	
計	世帯			

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 30 号様式 遺体の搜索状況記録簿

遺 体 の 搜 索 状 況 記 録 簿

比 布 町

年 月 日	搜 索 員 人	搜 索 用 機 械 器 具							実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費			
	人			円		円		円	円	

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 注 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 注 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 注 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。



○ 別記第 32 号様式 埋葬台帳

○ 別記第 32 号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

比 布 町

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬 氏名	死亡者 との 関係	た つ た 者 棺(付属品 を含む)	埋 葬 火 葬 料	葬 費		備 考
		氏 名	年 齢					骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計										

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 33 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

比 布 町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

注 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 34 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
住 所	氏 名	日 額	月 分					基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額		
計	人	円											

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

注 2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○ 別記第 35 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：令和 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関							
		担 当 者 職 氏 名							
		連 絡 先		TEL			FAX		
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知			年 月		時 分			
	災 害 発 生 日 時			年 月		時 分			
	災 害 発 生 場 所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派 遣 を 必 要 と す る 区 域					希 望 す る 活 動 内 容				
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 の 状 況	離 着 陸 場 名								
	特 記 事 項		(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況 (障害物等) ほか)						
必 要 と す る 資 機 材				現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況					
				特 記 事 項					
傷 病 者 の 搬 送 先					救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況				
他 機 関 の 応 援 状 況	他 に 応 援 要 請 し て い る 機 関 名								
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況								
現 地 最 高 指 揮 者		(機 関 名)		(職 ・ 氏 名)					
無 線 連 絡 方 法					(周 波 数)		H z		
そ の 他 参 考 と な る 事 項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

○ 別記第 36 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 年 号 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者  
北海道総務部長 様

比布町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 ( ) 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 別記第 37 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	比布町	電話	FAX		
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話				
所在地					
担当者（医師名）	医師		氏名		
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電話	FAX				
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無					
4 ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
	体 重	kg		職業	
ふりがな 住 所					
ふりがな 病 名	現状				
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）					
氏 名	医師		年齢	歳	体重 kg
	看護師				
	付添人	続柄			
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 <sup>H</sup> × <sup>W</sup> × <sup>L</sup> 、重量 g）					
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
④その他（名称、規格 ×、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	
②受入れ医療機関		kg	kg	kg	
現地離着陸場					メモ

○ 別記第 38 号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について

年 第 号  
月 月 日

北 海 道 知 事 様

比 布 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項  
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

○ 別記第 39 号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

年 第 号  
月 月 日

北 海 道 知 事 様

比 布 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分